

手話通訳者・要約筆記者の派遣費について

川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下、当センター）は、主に川崎市内に居住する聴覚障害者、聴覚障害者団体に対して、公費による手話通訳・要約筆記派遣を業務としております。

行政、川崎市内の企業、団体等が主催する講演会、研修、会議等で手話通訳者・要約筆記者を派遣する場合は、派遣費（通訳料）をご用意いただいています。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣費（通訳料／1人当たり）

| 派遣時間 | 派遣費 |
|------------------|---------|
| 1時間まで | 8,000円 |
| 1時間を超え2時間まで | 10,500円 |
| 以後、1時間毎に2,500円加算 | |

※この派遣費は手話通訳者・要約筆記者の交通費が含まれています。

※派遣時間は、待ち合わせ時間から通訳終了までとします。申請時の終了予定時間より早く終わった場合は、申請書にある終了時間を基にご請求します。

※休憩時間も派遣時間に含みます。

※要約筆記派遣の場合、機材設営、撤収に要する時間を含みます。

※ウェブ配信等、動画配信を伴うご依頼の場合、下記のとおり、派遣費の基準が異なります。

| 派遣時間 | 派遣費 |
|------------------|---------|
| 1時間まで | 11,875円 |
| 1時間を超え2時間まで | 16,250円 |
| 以後、1時間毎に4,375円加算 | |

※派遣費とは別に、手話通訳者・要約筆記者の交通費（実費）をお支払いください。

※見積書は、交通費相当額1,000円として作成します。ご了承ください。

※手話通訳・要約筆記は、源泉徴収の対象とはなりません。また、社会福祉事業のため消費税は非課税です。（参考：国税庁ホームページ）

② 派遣人数

原則、1時間を超える内容の場合、2名以上を派遣します（講演会等の場合は30分以上）。手話通訳・要約筆記は、話される内容を正しく聞き取り通訳する、また要約して筆記するため、集中力を必要とし、身体的、精神的に大きな負担がかかります。そのため、概ね15～20分で交代しながら行います。なお、要約筆記の場合、情報保障手段や依頼内容等によっても派遣人数が異なりますので、詳細はご相談ください。

③ 支払方法

センターから請求書をお送りしますので、指定の銀行口座にお振り込みください。なお、振り込み手数料は依頼者負担となります。

④ その他

キャンセルは派遣日の前々日（休館日を除く）の12時までにお願ひします。

なお、月曜日、祝祭日、月曜日に当たる祝日の翌火曜日、12月29日～1月3日は当センターの休館日ですのでご注意ください。

それ以降のキャンセルについては、1人につき派遣費8,000円をご請求いたします。

ただし、前日（休館日を除く）の16時を過ぎてキャンセルされる場合は、申請書にある待ち合わせ時間から終了時間を基にご請求いたします。

<手話通訳派遣申込書受付窓口>

川崎市聴覚障害者情報文化センター 手話通訳派遣担当

〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町 14-16

TEL 044-798-8800 FAX 044-798-8803

<要約筆記派遣申込書受付窓口>

川崎市聴覚障害者情報文化センター 要約筆記派遣担当

〒211-0037 川崎市中原区井田三舞町 14-16

TEL 044-798-8800 FAX 044-798-8803